

お船積み予定の貨物が**車両や自走する機械類、それらに使用される備品や可動部分を持つ部品**の場合は、新品か中古かによってご対応いただく方法が変わります。

新品の場合:

メーカー申告書 (MANUFACTURE'S DECLARATION)の提出が必要になります。

貨物によってフォームが5種類ございますので、
どれに該当するかご確認ください。

- ・新しい機械(運転機能のない種類)
- ・新しいジェットスキー、水上スクーター
- ・新しいタイヤ
- ・新しい車両や機械部品
- ・新しい小型車両

例:ATV(四輪バギー)、オートバイ、ゴルフカート、ゴーカート、スクーター、
SxS(多用途四輪車)、スノーモービル、四輪バイク、三輪車等

★新しい機械の内、下記に該当するものは
フォームの提出が免除されますので、併せてご確認ください。

- i) 家庭用またはオフィス用の電子機器または電気製品
- ii) 医療用、実験室用、製薬用、X線画像処理用の機械類
- iii) 屋内の冷房または暖房装置
- iv) 食品製造用の屋内産業機械
- v) 屋内用繊維機械及び工具切断機
- vi) 手持ち式の園芸用機械及び電動工具
- vii) 屋内ロボット機械

中古の場合:

日本で輸出時に燻蒸が必要となります。

燻蒸は輸出者様にてご手配いただき、本船CUT日までに弊社へ燻蒸証明書のご提出をお願いいたします。

LCLはCFS CUT日、FCLはCY CUT日までにご提出ください。

ニュージーランドの第一次産業省(MPI)が指定している燻蒸処理業者についての詳細については下記ページをご覧ください。

<https://www.agriculture.gov.au/import/before/brown-marmorated-stink-bugs/offshore-bmsb-treatment-providers-scheme/approved-list#japan>

★貨物の保管基準などについては

下記ページの「Import Health Standard: Vehicles, Machinery and Parts」をご覧ください。

<https://www.biosecurity.govt.nz/importing/vehicles-and-machinery/requirement-documents-for-importing-vehicles-machinery-or-parts/brown-marmorated-stink-bug-requirements-for-importers/brown-marmorated-stink-bug-requirements-for-importing-vehicles-machinery-and-parts/>